

令和6年度 第3回 福岡市地域公共交通会議

日 時：令和6年10月21日（月）15時00分～
会 場：エルガーラホール 7階 会議室1

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

1) オンデマンド交通社会実験（エリア①）の試験運行について

2) 生活交通に関する取組み状況について

3 閉 会

令和6年度 福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

所 属	氏 名	備考
九州運輸局 福岡運輸支局長	こが しゅうさく 古賀 秀策	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	たがわ さおり 田川 さおり	
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	とだか てるみ 戸高 輝美	
一般社団法人 福岡県バス協会 専務理事	なかがわら たつや 中川原 達也	
一般社団法人 福岡市タクシー協会 専務理事	みね とおる 三根 徹	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	むちま たかゆき 鞭馬 隆行	
安川タクシー株式会社 代表取締役	やすかわ てつじ 安川 哲史	
西日本鉄道株式会社 自動車事業本部 計画部長兼 技術部長兼 自動車技術主幹	やまぐち てつお 山口 哲生	
福岡市 住宅都市局 都市計画部長	まつおか あつし 松岡 淳	会長

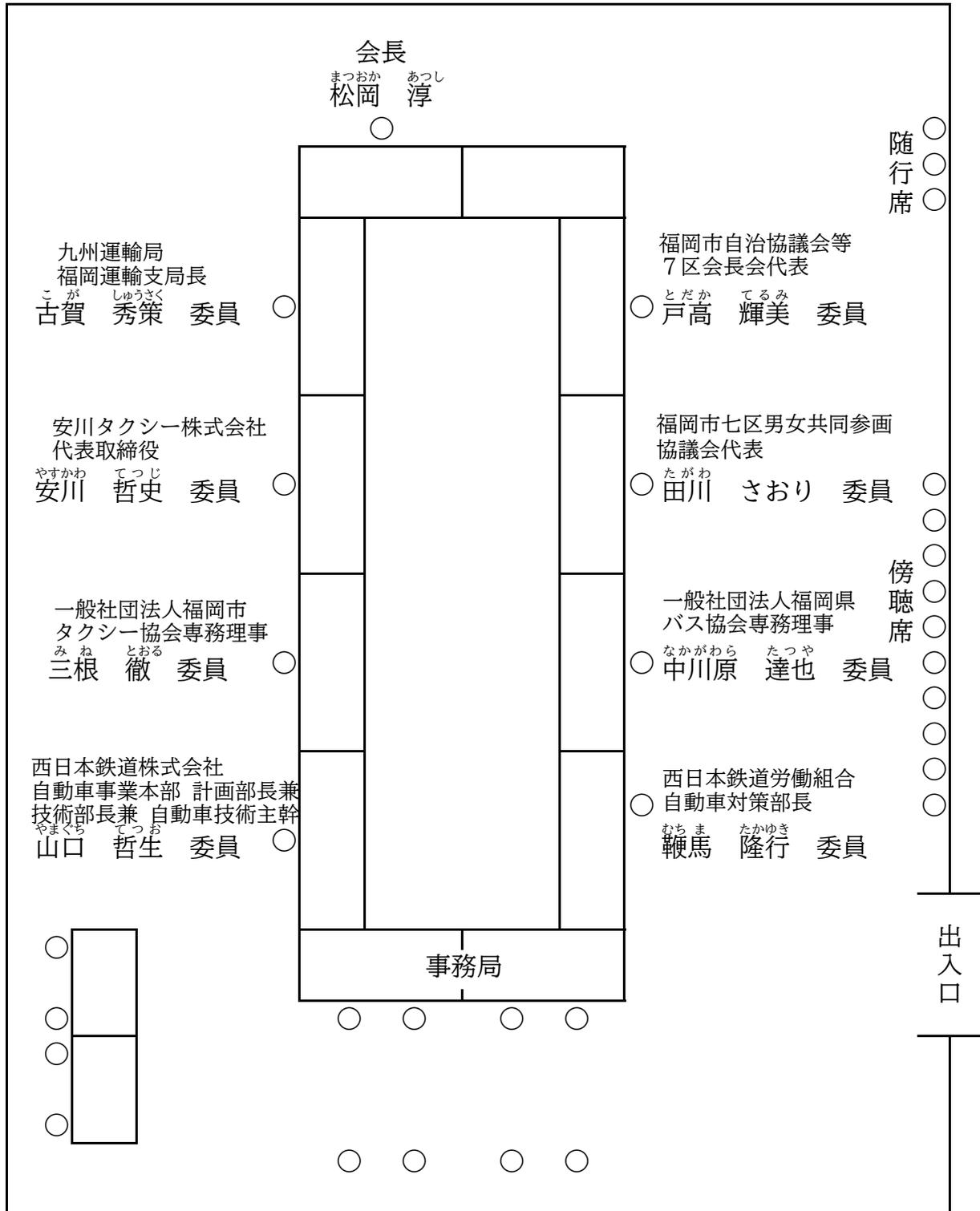
事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課長	おおいし てつや 大石 哲也	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 公共交通支援係長	つつい しゅんぺい 筒井 峻平	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 生活交通推進担当主査	なかむら よしひで 中村 嘉秀	

令和5年度 第3回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：令和6年10月21日（月）15時00分から

会場：エルガーラホール 7階 会議室1



今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では、道路運送法に基づく協議及び、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議を行う。

■道路運送法施行規則（抜粋）

（事業計画）

第四条

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。

ただし、当該路線図について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）（以下「地域公共交通会議等」という。）における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

（地域公共交通会議の構成員）

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

イ 道路管理者

ロ 都道府県警察

二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

■地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン（抜粋）

1. 地域公共交通会議の目的 地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項、その他一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

(1) 生活交通の在り方に関する事項

(2) 特別対策区域に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

議題 1・2

■福岡市地域公共交通会議規則（抜粋）

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

○福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

規則第135号

改正 平成24年8月16日規則第112号

平成26年3月31日規則第89号

平成28年3月28日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3に規定するところにより、市長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務（以下「調査等の事務」という。）を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項についての調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。

3 交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定められた協議を行うため

交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 本市の住民
- (2) 関係事業者の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

(平成24規則112・平成26規則89・平成28規則43・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則 (平成24年 8月16日規則第112号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年 3月31日規則第89号)

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成28年 3月28日規則第43号)

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催手続)

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

(委員の代理)

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

(会議の議事進行)

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

(傍聴の取扱)

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないことができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(書面開催)

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
 - 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
 - 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。

この要綱は、令和4年 9月20日から施行する。

オンデマンド交通社会実験 (エリア①) の試験運行について

オンデマンド交通社会実験（エリア①）の試験運行について

1. 趣旨

福岡市オンデマンド交通社会実験については、高齢化の進展等に伴い、公共交通不便地等における生活交通確保が課題となる中、持続可能な生活交通確保に向けた取組みの一つとして取り組むものである。

エリア①・東区については、令和4年度第4回福岡市地域公共交通会議の協議を経て、令和4年11月24日より運行を開始しており、持続可能な生活交通確保の仕組みづくりに向け、引き続き、地域、交通事業者及び市がそれぞれ主体的な取組みを進めていくため、試験運行期間の延長について本会議に諮るもの。

2. 運行計画案

(1) 交通事業者 (株)アイシン、第一交通産業(株)、(株)第一交通 ※(株)第一交通が運行

(2) 運行の態様 区域運行（道路運送法施行規則第3条の3）

(3) 営業の区域

東区エリア（三苫校区：三苫1～8丁目、大字三苫

美和台校区：美和台1～7丁目、美和台新町、和白丘1～4丁目

和白東校区：和白東1～5丁目、高美台1～4丁目、大字上和白

和白校区：和白2～6丁目、塩浜1～3、奈多1丁目

新宮町美咲2丁目、新宮町夜白1～6丁目、新宮町原上一部）

(4) 運行の区域

東区エリア（営業の区域と同じ）



(8) 運行車両

使用車両：小型車両（乗車定員4名 ※運転手除く）1台

営業所に常用1台、予備1台を配備

※折りたたみ式車いすでの乗車可

※他の旅客運送事業の車両を併用

※利用者が一般タクシーと区別できるように車体にサービス名称を明示



(9) 運行曜日及び運行時間

運行曜日：月曜日～金曜日（運休：土曜日・日曜日・祝日・12/29～1/3）

運行時間帯：8:00～18:00

※うち1時間は2回に分けてドライバー休憩時間

運行間隔：ミーティングポイント（停留所）⇒ミーティングポイント（停留所）を1便と仮定し、1時間当たり1便～4便（想定）

(10) 乗車受付方法

乗車受付方法：電話（専用コールセンター）若しくはインターネットで受付

電話予約受付：8:00～17:30

インターネット予約受付：24時間

予約可能期間：乗車希望日の1週間前～20分前まで

（インターネット予約イメージ）



対象エリア、乗車場所、降車場所、希望の日時を選択し、

「受付候補検索」を押下

→希望時間前後の候補が数案提示される

※1 対象エリア「エリア①」を選択すると、

対象の停留所が「乗降場所」と「降車場所」に表示される
（エリアを跨いでの移動は不可。）

(11) 運賃

種類		額および適用方法
運賃	大人 12歳以上(中学生以上)	300円
	小児 6歳以上12歳未満(小学生)	150円
	幼児(未就学児) 1歳以上6歳未満	無料 単独乗車は不可
	障がい者	150円
決済手段	現金	乗車時
	交通系ICカード・iD	乗車時
	クレジットカード	インターネット予約時

※ R5n 高齢者乗車券・福祉乗車券から「チョイソコ乗車券」(紙券)が選択可

(12) 割引等

割引の種類	概要	対象	割引額	適用時期
初回利用特典	会員登録時に1回、無料乗車券を発行	令和4年12月31日迄に会員登録した方	2乗車分 (600円分相当)	開始時から令和5年3月31日迄まで ※終了

※その他、割引等の種類・対象・額・時期については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施し、結果を本会議に報告する

(13) 市負担金

試験運行に必要となる経費(収支差額)は、市と交通事業者で年度毎に締結する協定書に基づき市が負担(上限あり)

(14) 運行期間 **※今回変更箇所**

旧(現行)	令和4年11月24日から令和6年11月23日まで
新(変更)	令和4年11月24日から 令和7年11月23日 まで

(15) 地域との協議状況

地域、交通事業者、行政で構成される「エリア①(美和台・和白東・三苦校区)におけるオンデマンド交通社会実験運行協議会」にて、今回の運行計画案について合意

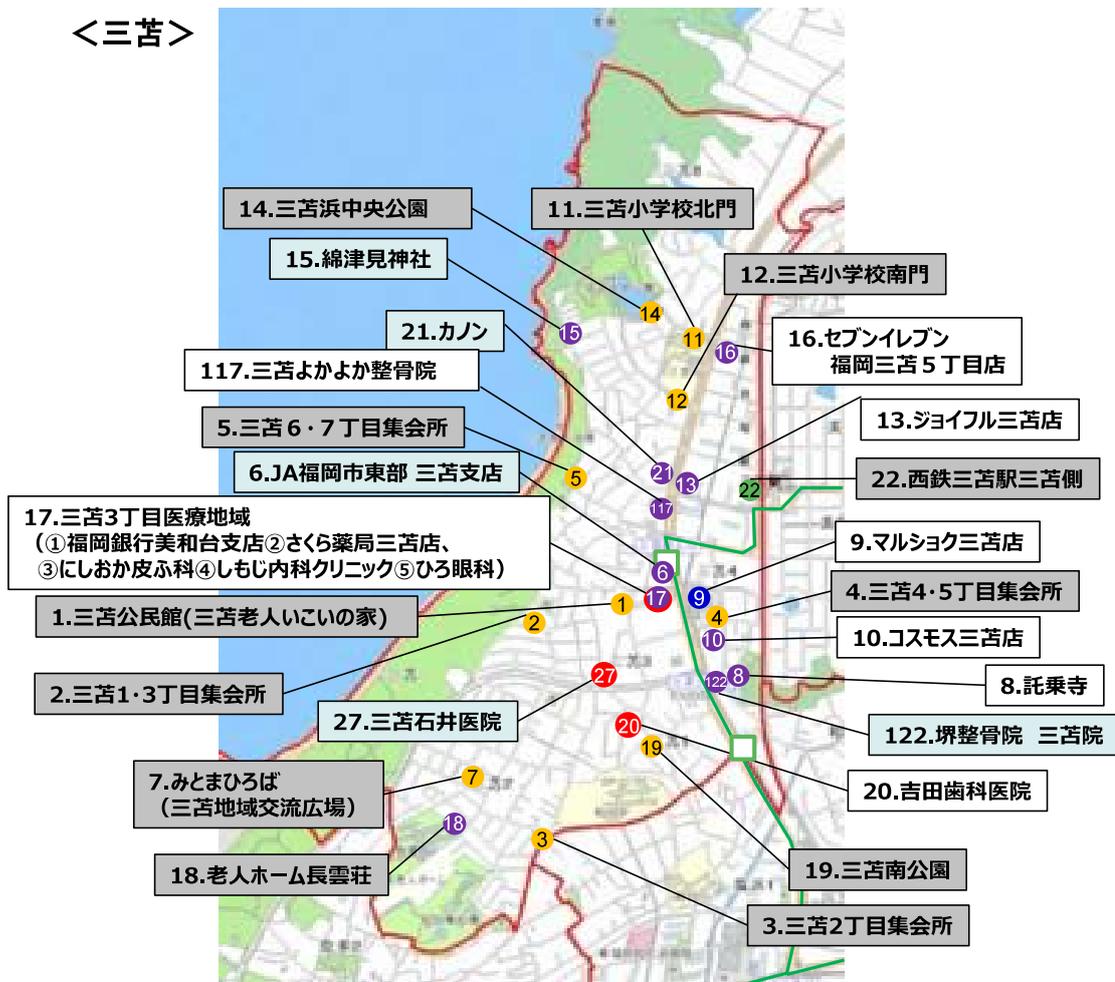
3. 議決事項

オンデマンド交通社会実験(エリア①・東区)について、上記、運行計画案に基づき試験運行を延長・実施するもの。

<ミーティングポイント（停留所）詳細 ①>

別紙

<三苦>



【凡例】

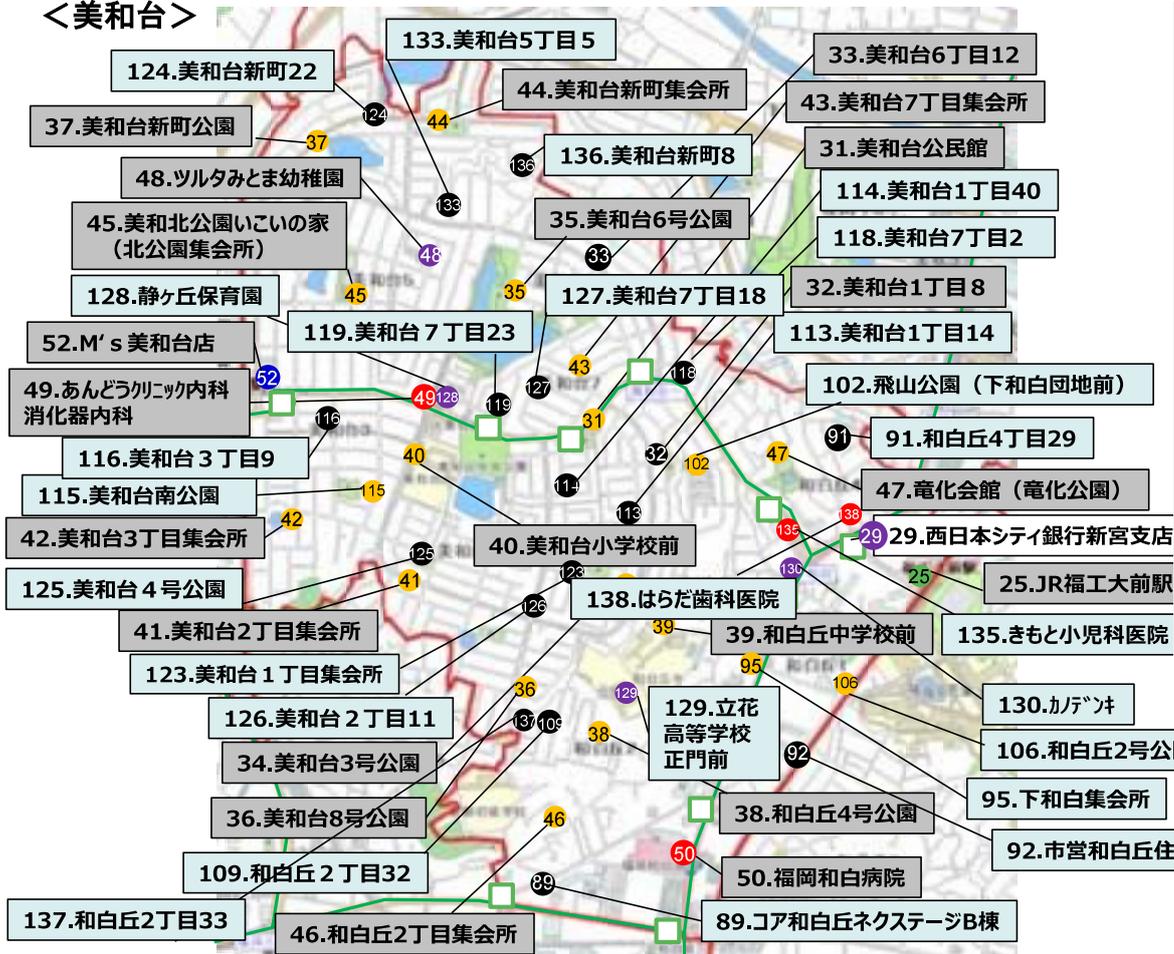
	設置済(当初) (R4.11~)
	設置済(追加)
	追加計画(今回)
	設置検討中
	未設置停留所
	設置困難

	住宅地
	公共施設
	駅・バス停
	病院
	スーパー
	その他
	(参考) 既存駅・バス停

【9/30時点】
※各所協議中
※設置済含む

<ミーティングポイント（停留所）詳細 ②>

<美和台>



【凡例】

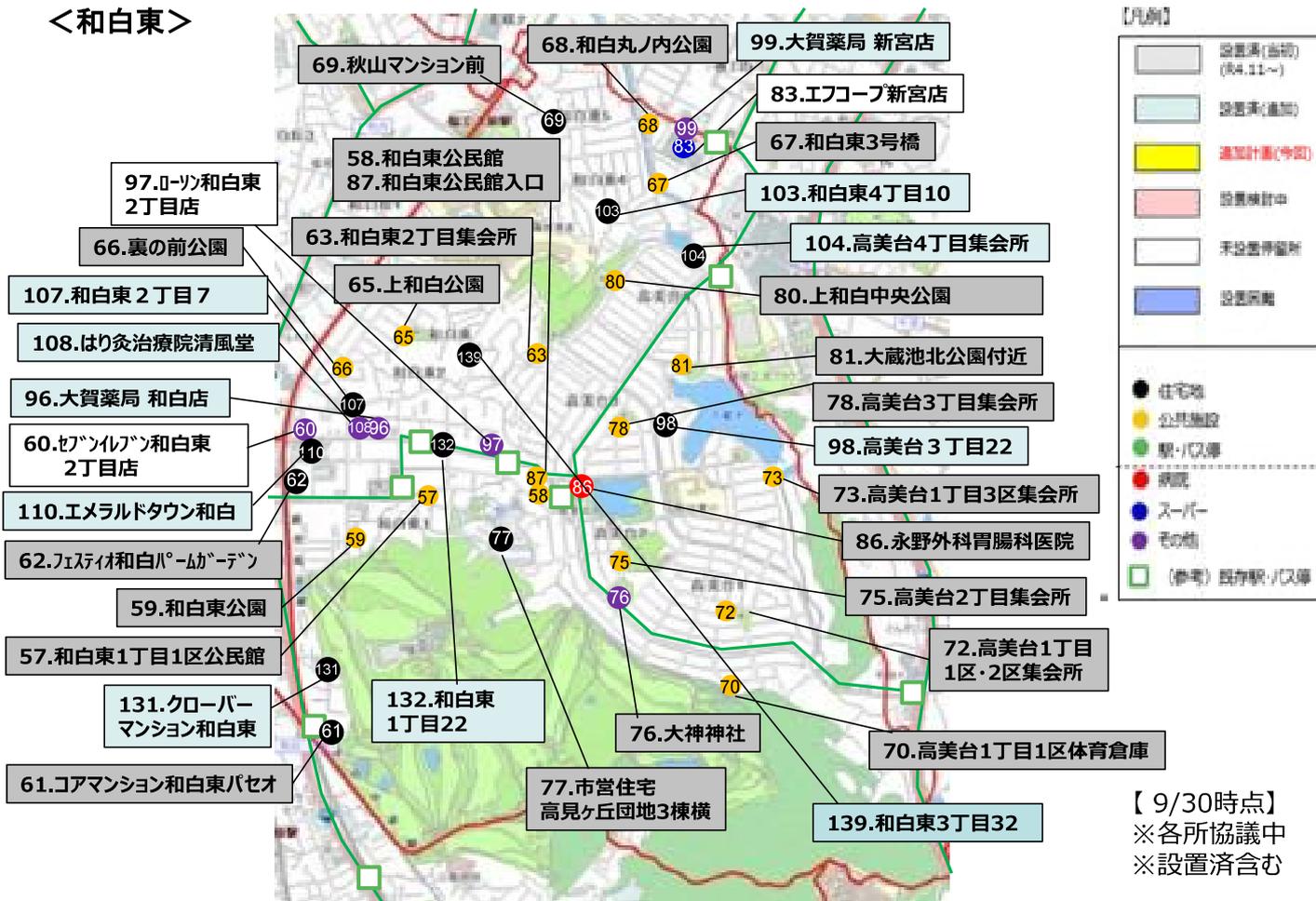
	設置済(当初) (R4.11~)
	設置済(追加)
	追加計画(今回)
	設置検討中
	未設置停留所
	設置困難

	住宅地
	公共施設
	駅・バス停
	病院
	スーパー
	その他
	(参考) 既存駅・バス停

【9/30時点】
※各所協議中
※設置済含む

<ミーティングポイント（停留所）詳細 ③>

<和白東>



<ミーティングポイント（停留所）詳細 ④>

<その他>



※ミーティングポイント（停留所）については、協議により一部変更となる可能性がある。
設置にあたっては、事業者等にて関係者と協議のうえ決定・設置し、結果を本会議に報告する

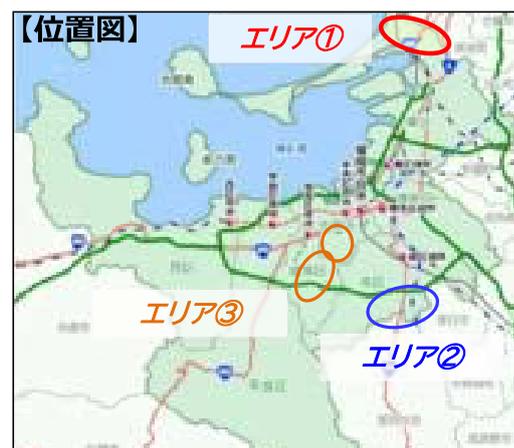
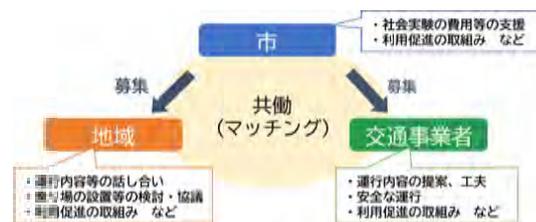
オンデマンド交通社会実験 「チョイソコふくおかエリア①東区」分析等について

【概要版】

オンデマンド交通社会実験

■ 概要

- 高齢化の進展等に伴い、公共交通が不便な地域における買い物や通院などの生活交通確保が課題となる中、持続可能な生活交通確保の仕組みづくりに取り組んでいく必要があり、取組みの一つとして、令和4年度より、オンデマンド交通を活用した社会実験を実施している。
- 市と共働で運行内容の検討や利用促進等に主体的に取り組む地域・交通事業者をそれぞれ募集のうえ決定、市内3エリアで社会実験に取り組んでいる。
- 各エリアにおいて、地域・交通事業者・市による運行協議会を設置し、運行内容や利用促進等の協議・検討に取り組んでおり、
 エリア①東区は令和4年11月24日、
 エリア②南区は令和5年1月31日、
 エリア③中央区・城南区は令和5年6月28日
 に運行を開始した。



2.運行概要

(1)運行サービス (R6.7.31時点)

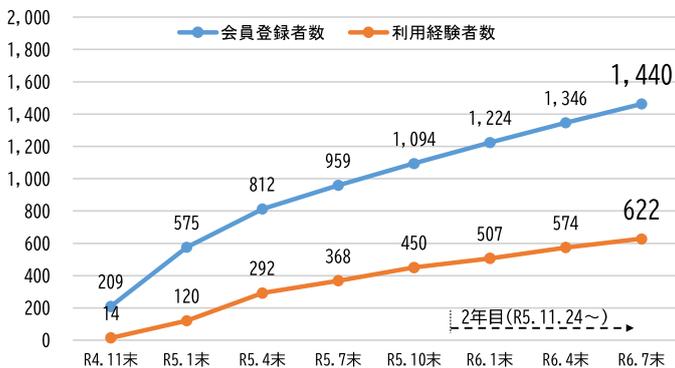
項目	内容		
運行サービス	名称	チョイソコふくおか エリア①東区	
	運行区域	美和台・和白東・三苫校区 外	
	停留所	106箇所 (当初 57箇所)	
	運行方式	フルデマンド方式	
	運行曜日	月、火、水、木、金 (運休：土日祝日・12月29日～1月3日)	
	運行時間帯	8:00～18:00 ※内1時間は2回に分けてドライバー休憩時間あり	
	予約方法	電話予約 (コールセンター) 、 インターネット予約	
	予約受付時間	電話予約受付：8:00-17:30 、 インターネット予約受付：24時間 【予約可能期間：乗車希望日の1週間前～20分前まで】	
	運賃設定	300円/1乗車・人	
	割引の有無・内容	有 (障がい者、小学生は半額の150円)	
	決済方法	現金、クレジットカード (事前のみ)、交通系IC (電子マネー)、iD ※R5n高齢者乗車券・福祉乗車券から「チョイソコ乗車券」(紙券) が選択可	
	使用車両・定員 ・導入方法	使用車両	ジャパンタクシー
		乗車定員	5名 (ドライバー1名、乗客4名まで)
		導入方法	既存タクシー車両使用
運行期間	令和4年11月24日～令和6年11月23日 ※2年目		

3.会員登録及び利用状況

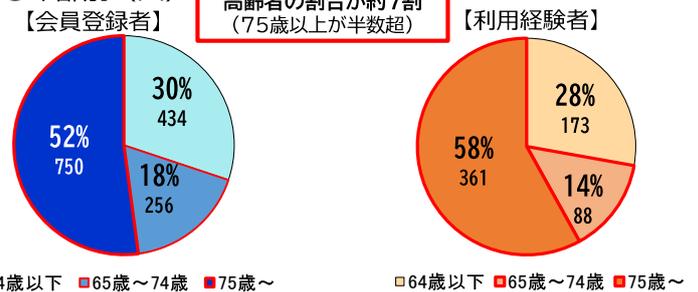
(1)会員登録者・利用経験者数 (R6.7.31時点)

- ・R6.7月末時点の会員登録者数は1,440人 (前年同月比+481人)、利用経験者数は622人 (前年同月比+254人) と、徐々に増加。
- ・年齢別では、高齢者の方の割合が約7割 (うち75歳以上の方が半数超) を占める。

○エリア①東区の推移

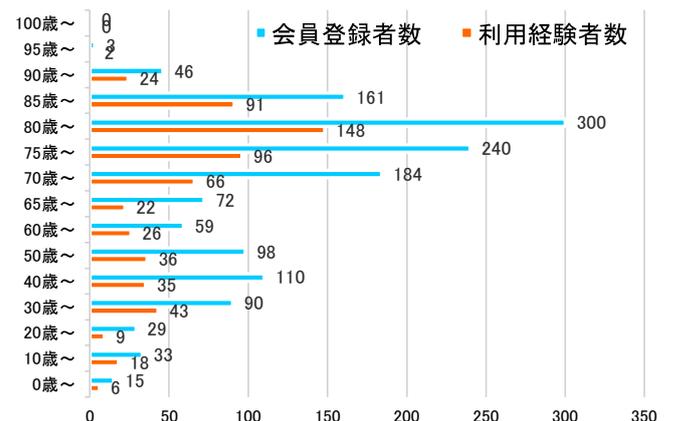


○年齢別 (人)



○地区別 (人)

地区	会員登録者数 A	利用経験者数 B	割合 B/A
エリア①東区	1,440	622	43%
エリア②南区	982	354	36%
エリア③中央区・城南区	995	314	32%
その他・不明含む	718	182	25%
合計	4,135	1,472	36%



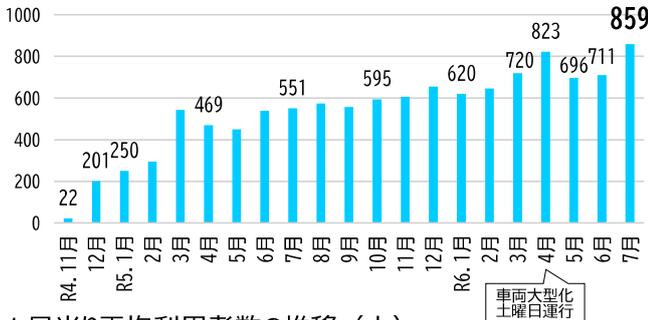
※エリア①R4.11.24、エリア②R5.1.31、エリア③R5.6.28運行開始

3. 会員登録及び利用状況

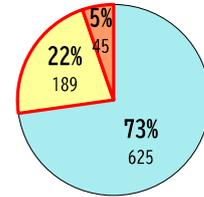
(2) 利用者数 (R6.7.31時点)

・R6.7月の利用者数は月間延べ859人（前年同月比+308人）、1日当たり平均39人（前年同月比+11人/日）の利用となった。
 ・利用目標達成（50人/日）には至っていないが、利用者は増加傾向。利用者のうち約3割が障がい者・小学生等となっている。

○月間延べ利用者数の推移（人）



○R6.7月 月間延べ利用者の内訳（人）



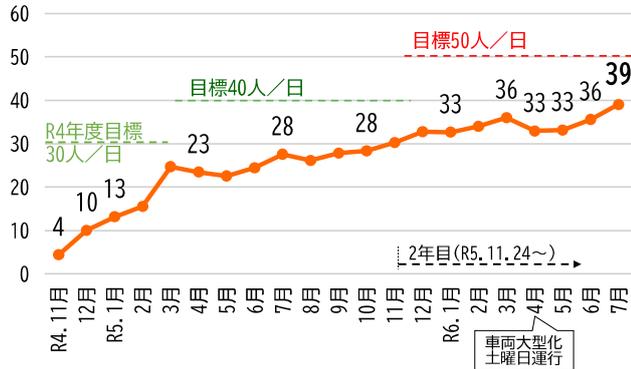
□一般 □障がい者・小学生 □未就学児

【利用者数】

	月間延べ利用者数(人)		1日当たり平均利用者数(人)		運行日数
		前月比		前月比	
10月	595	38	28	0	21日
11月	605	10	30	2	20日
12月	655	50	33	3	20日
R6.1月	620	▲35	33	0	19日
2月	646	26	34	1	19日
3月	720	74	36	2	20日
4月	823	103	33	▲3	25日
平日	725		35		21日
土曜	98		25		4日
5月	696	▲127	33	0	21日
6月	711	15	36	3	20日
7月	859	148	39	3	22日

※R6.4限定：車両大型化・土曜日運行を実施

○1日当たり平均利用者数の推移（人）



3. 会員登録及び利用状況

(3) その他利用状況 (R6.6.30時点)

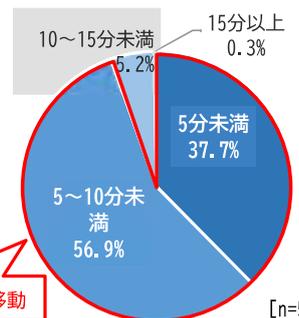
・自宅近くの停留所から駅、病院、スーパーなどへの利用が多く、運行は面的に広がっている。

○移動の傾向 (OD図) ※R5.11.24~R6.6.30累計 (2年目)



	出発停留所	到着停留所	利用者数
1位	126_美和台2丁目11	101_まつもと整形外科クリニック	110
2位	72_高美台1丁目1区・2区集会所	25_JR福工大前駅	83
3位	25_JR福工大前駅	45_美和台北公園	82
4位	4_三苦4・5丁目集会所	25_JR福工大前駅	69
5位	6_J A 福岡市東部 三苦支店	25_JR福工大前駅	60
6位	66_裏の前公園	25_JR福工大前駅	59
7位	86_永野外科胃腸科医院	50_福岡和白病院	57
8位	25_JR福工大前駅	6_J A 福岡市東部 三苦支店	53
9位	25_JR福工大前駅	72_高美台1丁目1区・2区集会所	51
10位	25_JR福工大前駅	4_三苦4・5丁目集会所	50

【参考】利用ごとの所要時間
 ※R5.11.24~R6.6.30累計 (2年目)



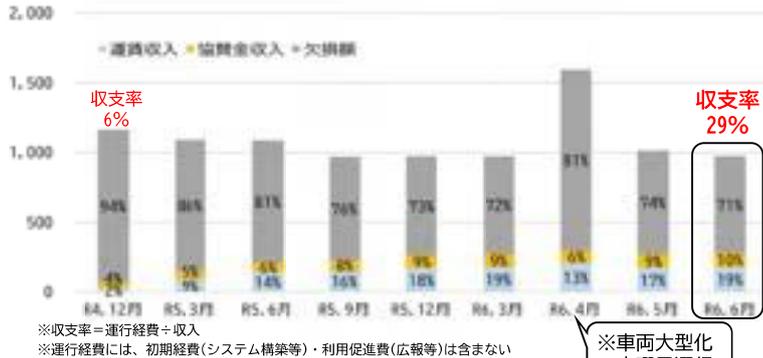
約95%が10分未満の移動

[n=5,051]

4.収支状況

- ・収支率は、R6.6月時点で約29%と徐々に増加（改善）している。 ※年間収支率（1年目）は16.9%
- ・スポンサー数は徐々に増加しており、協賛金はR6.6月時点で約9万円。

(1)収支割合（R6.6.30時点）

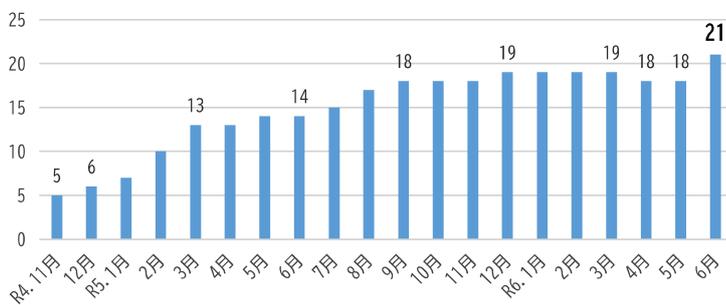


利用者1人当たり 約980円
 ※6月利用者数 711人

R6.6月実績	
欠損額（市負担金見込み）	約70万円
収入	
協賛金収入	約9万円
運賃収入	約18万円
運行経費（人件費、燃料油脂費、システム運用費など） ※経費等は運行日数により変動	約97万円
※万円未満は四捨五入のため端数が合わない場合がある	
エリア①東区	年間（1年目：R4.11～R5.11）
収支率	16.9%

(2)スポンサー数（R6.6.30時点）

○スポンサー契約数の推移



○スポンサー契約の状況



5.その他（車両大型化・土曜運行）

(1)車両大型化・土曜運行について ★R6年4月限定

【概要】 R6.4月の1か月間限定で、「車両の大型化」と「土曜日運行」の試行運転を実施。

【車両】 ジャンボタクシー車両（乗客定員9名）
 ※通常時、UDタクシー車両（乗客定員4名）

【運行日】 平日21日間、土曜日4日間（計25日間）

<運行車両>



(2)利用者数等について

- 4月延べ利用者数は、**823人**（前月比+103人）
- 車両の大型化により、**5人以上の乗り合いが4回（1%未満）**
- 乗合率は、**1.52に微増**（前月1.50）※過去最高
- 土曜日の平均利用者は25人/日で、**平日の約7割**
- 運行経費（土曜コールセンター等の人件費等）は増加、**収支率は19%に減少**（前月約28%）

■参考：R6.3～4比較

	月間延べ利用者数(人)	1日平均利用者数(人)	乗合率	収支率(%)	運行日数(日)
3月(平日)	720	36	1.50	28	20
4月	823	33	1.52	19	25
平日	725	35			21
土曜	98	25			4

■参考：土曜運行（時間別延べ利用者）



※ 駅(福工大駅前)、病院(福岡和白病院)等が多い

■地域・事業者の意見

- 車内が広く、車両が目立つものの、車高が高くなり、乗り降りしづらい
- 道路状況によっては、車両の待機が難しい場合がある
- 土曜日運行は一部継続を望む声もあり

6.アンケート調査結果

(1)調査の目的・概要

○利便性向上等を図っていくため、取組み校区の住民(①)及び会員登録者(②)を対象に、アンケート調査を実施。

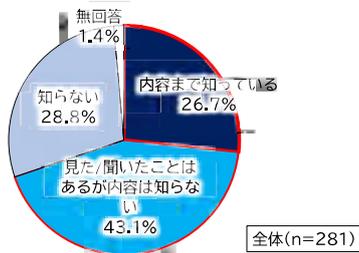
	①住民アンケート	②会員アンケート
主体	市	交通事業者(チョイソコグループ)
対象	福岡市東区(美和台・三苫・和白東校区) 在住の18歳以上の男女 合計1,000人 ※無作為抽出:非会員含む	チョイソコふくおかエリア①会員 1,606人 (調査票発行数:1,305世帯)
調査方法	郵送による配付・回収	チョイソコ通信(会報誌)に同封し郵送・回収
調査時期	令和6年6月3日～6月28日	令和6年6月3日～6月28日
有効回収数(率)	合計:281サンプル(28.1%)	合計:400サンプル(30.6%)

(2)主な調査結果

○チョイソコに関する意見 ①住民アンケート

<認知度>

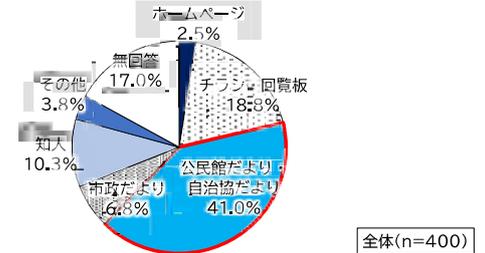
「内容まで知っている」が約3割、「見た/聞いたことはあるが内容は知らない」が約4割、両者を合計した認知率は約7割を占める。



○チョイソコに関する意見 ②会員アンケート

<知ったきっかけ>

「公民館・自治協だより」が約4割、「チラシ・回覧板」が約2割、「知人」は約1割を占める。



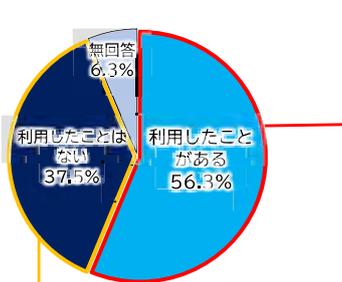
6.アンケート調査結果

(2)主な調査結果

○チョイソコに関する意見 ②会員アンケート

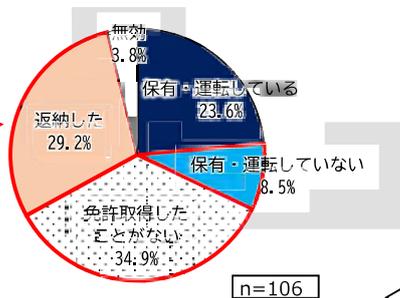
<利用の有無>

「利用したことがない」が約4割、「利用したことがある」が5割超を占める。



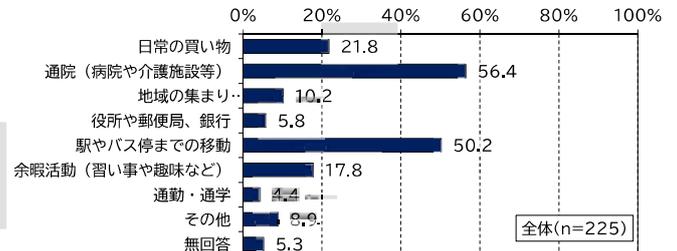
<利用有×免許保有>

利用経験者のうち、「運転していない」「免許取得したことがない」「返納した」の割合が、約7割を占める。



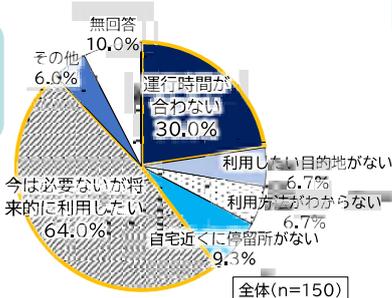
<チョイソコの主な利用目的>

「チョイソコふくおか」を利用したことがあると回答された方の利用目的としては、「通院」が約6割と最も多く、次いで「駅・バス停までの移動」(約5割)が多い。



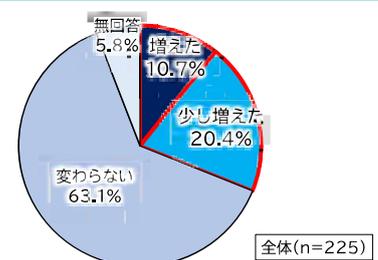
<未利用の理由>

「今は必要ないが将来的に利用したい」が約6割、「運行時間が合わない」が約3割を占める。



<外出頻度の変化>

「チョイソコふくおか」を利用したことがあると回答された方で、外出頻度が増えた方が、「増えた」(10.7%)、「少し増えた」(20.4%)と、約3割を占める。



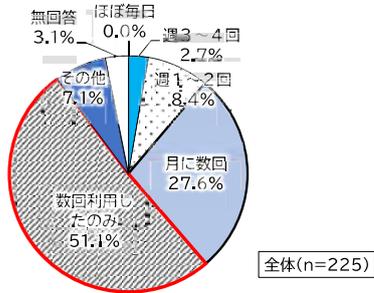
6.アンケート調査結果

(2)主な調査結果

○チョイソコに関する意見 ②会員アンケート

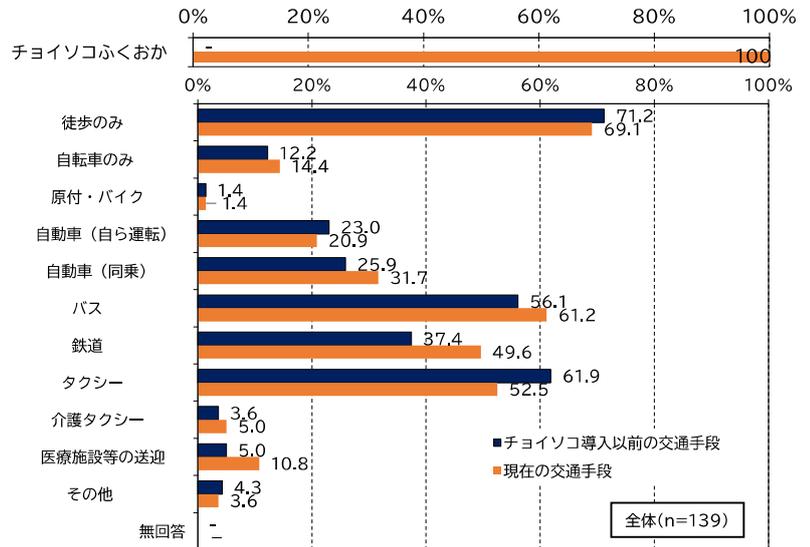
<チョイソコの利用頻度>

「チョイソコふくおか」を利用したことがあると回答された方の利用頻度は、「数回利用したのみ」が約5割、「月に数回」が3割、「週に1～2回」が約1割を占める。



<チョイソコ利用者の交通手段(チョイソコ導入前後)>

- ・日常生活(買い物、通院など)の外出にチョイソコを使用している方の、チョイソコ導入前後の交通手段を比較すると、「鉄道」が12.2%、「医療施設等の送迎」5.8%、「自転車(同乗)」5.8%と増加し、「タクシー」9.4%、「自動車(自ら運転)」2.1%、「徒歩」2.1%と減少している。
- ・半数以上の方が、チョイソコと、バス・タクシーの既存の公共交通を併用している。



6.アンケート調査結果

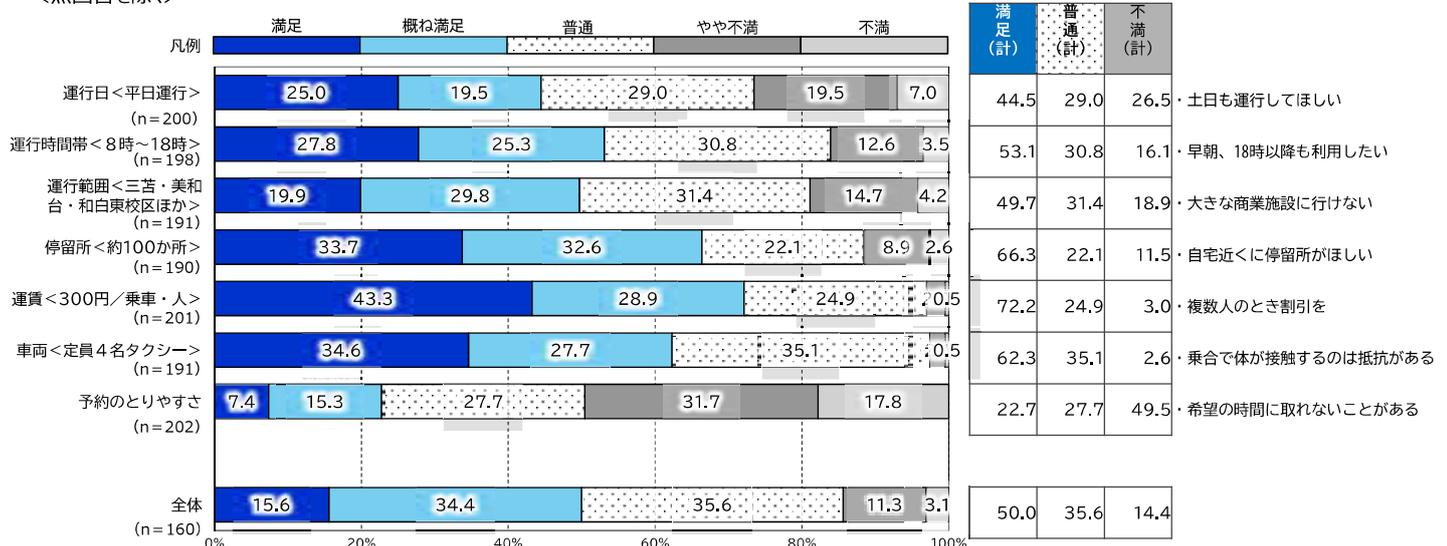
(2)主な調査結果

○チョイソコに関する意見 ②会員アンケート

<満足度>

- ・全体の満足度としては、半数が概ね満足と回答している。
- ・項目別では、「運賃」・「停留所」・「車両」・「運行時間帯」で半数以上が概ね満足と回答する一方、「予約のとりやすさ」で約2割となる。

<無回答を除く>



7.ヒアリング結果

(1)地域の主なご意見 (R6.7月上旬：各校区ヒアリング)

- 通院等が必要な人たちがよく利用していて、とても役に立っている。行きはチョイソコ、帰りはタクシーと使い分けて利用している方もいる。
- 生活圏内の移動はチョイソコが便利という声がある。小回りの移動がしやすい車両でオンデマンドは生活交通として理想的なのは。
- 高齢者にとって予約はハードルと感じていない、予約よりも路線バスの停留所まで移動する方が大変。
- 午前中は電話が繋がりにくい場合もあり、希望の時間帯の予約が埋まっていることがある。もっと会員登録や予約で、インターネットを活用した方が良くと思う。地域会合の案内などではLINEも活用しており、高齢者の方も馴染みがあるのではないかと。
- 土曜日の運行は需要があるのではないかと。介助が必要な方に付き添う方もいるため、介助者割も検討してほしい。
- 子育てサロン等公民館のイベントでPRするなど、子育て世代への周知にも力を入れたい。
- 今後も利用者は増えていくと思うので、このまま社会実験を続けてほしい。3年くらいで成熟するのでは。
- 今はまだ運転できるが免許返納が差し迫っており、他人事ではなく、オンデマンド交通があると安心して返納できる。
- 採算面を重視していたら運行は難しいと思うし、障がい者や高齢者などの重要な移動手段となっており、続けてほしい。

(2)交通事業者の主なご意見 (R6.7月上旬：チョイソコグループヒアリング)

- 通院・買い物に便利で利用者からの評価は良く、今後も続けて欲しいとのお声を頂戴している。
- 9時～10時などは予約が多く、時間帯によっては予約が取りづらい場合もある。何らかの改善・検討が必要だと思う。
- 未利用者への乗り方教室の開催や新規会員登録向けに無料乗車券を配布するなど、まずは一度でも乗ってもらうきっかけをつくっていくことが重要。地域の方々の口コミや町内広報などが重要であり、引き続き、ご協力いただき会員を増やしていきたい。
- 現在、車両1台で運行しており、利用も伸びてきており、今回の運行範囲は妥当ではないかと思う。
- 地域と連携して取り組むことが大事であり、他都市をみても、運行してから2～3年程度経過して、利用が定着してくる。

8.今後の方向性

項目	①運行サービス
結果	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 会員 (R6.6:1,440人 (前年同月+481人)) 及び利用者 (R6.6:39人/日 (前年同月+11人/日)) は、増加傾向にはあるが、利用目標 (50人/日) の達成には至っていない。 ➢ サービスは、「運賃」・「停留所」・「車両」・「運行時間帯」で半数以上が概ね満足と回答。一方、予約の取りにくさの改善要望あり。(全体として、5割が満足と回答)
項目	②運営面
結果	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 利用者及びスポンサー停留所数 (R6.6:21停留所) が徐々に増え、収支率は増加傾向。R6.6:収支率29%、欠損(負担)額は約70万円/月 (前年同月:収支率19%、欠損(負担)額は約88万円/月)。 ➢ 認知度 (内容まで知っている) は約3割。
項目	③地域住民のQOL
結果	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 外出機会が増えた方が約3割。
項目	④地域課題の適合性
結果	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 利用経験者の7割が高齢者 (75歳以上が半数超) であり、通院や買い物先等への移動のための交通手段の一つとなっている。

- 利用目標達成に至っていないが、利用者数や収支は増加傾向であり、外出機会の増加等にもつながっており、地域の日常的な交通手段の一つとなっている。
 - これまで地域や事業者と共働で、認知度や利便性の向上、利用促進、運賃外収入の確保に取り組んできており、今後も、より一層取り組みを進めることで、本社会実験を、公共交通が不便な地域における持続可能な生活交通確保の仕組みづくりに資するものとしていく。
- ⇒ **地域、交通事業者、市の三者で連携し、それぞれが主体的に取り組むを行っていくこととし、社会実験の試験運行を1年間延長する。**

9. 今後の取組み

【現行の取組み】

(下線は2年目の取組み)

項目	これまでの取組み
①運賃外収入の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・新規スポンサーの獲得 ・<u>スポンサープランの見直し</u> ・<u>三者連名の協力依頼文</u> ・<u>感謝状の発行</u>
②利便性の向上 (運行内容改善)	<ul style="list-style-type: none"> ・停留所の充実 (目的地、住宅地) ・<u>予約受付時間拡大 (乗車30分前⇒20分前まで)</u> ・<u>乗合い率を高めるシステム設定変更</u> (①乗降時間短縮 ②運行ゆとり時間拡大) ・<u>土曜運行、車両の大型化 (R6.4 1か月限定)</u>
③認知度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・住民説明会の開催 ・チラシの全戸配布 ・市政だより、ホームページ等での広報 ・自治協・公民館だより、地域広報誌への掲載等 ・地域の会合等への呼びかけ ・<u>広報パネル等による周知</u> 等
④利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント (試走式、スポンサーと連携したイベント) ・会員登録者へのチョイスコ通信発行 ・乗車無料券発行 (運行開始当初) ・<u>乗車無料券発行 (地域)</u> ・<u>混雑時間帯のお知らせ</u>

【今後の取組み案】

(太字は強化する取組み案)

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・新規スポンサーの獲得 ・三者連名の協力依頼文 ・感謝状の発行
<ul style="list-style-type: none"> ・停留所の充実 (目的地、住宅地) ・乗合い率を高めるシステム設定変更の検討 (①乗降時間短縮 ②運行ゆとり時間拡大)
<ul style="list-style-type: none"> ・住民説明会の開催 ・チラシの全戸配布 ・市政だより、ホームページ等での広報 ・自治協だより、公民館だより、地域広報誌への掲載等 ・地域の会合等への呼びかけ (子育て世代にもPR) ・広報パネル等による周知 等
<ul style="list-style-type: none"> ・イベント (スポンサーと連携したイベント) ・会員登録者へのチョイスコ通信発行 ・乗車無料券発行の検討、混雑時間帯のお知らせ ・WEB予約の促進 (LINEアプリの活用) ・未利用者のきっかけ作り (ポイントカードの導入) ※ ・介護者割 (付き添い等) ※

※関係者との協議が整い次第、運賃協議会で協議を行い、順次実施予定

生活交通に関する 取組み状況について

生活交通に関する取組み状況について

生活交通に関する取組み状況について

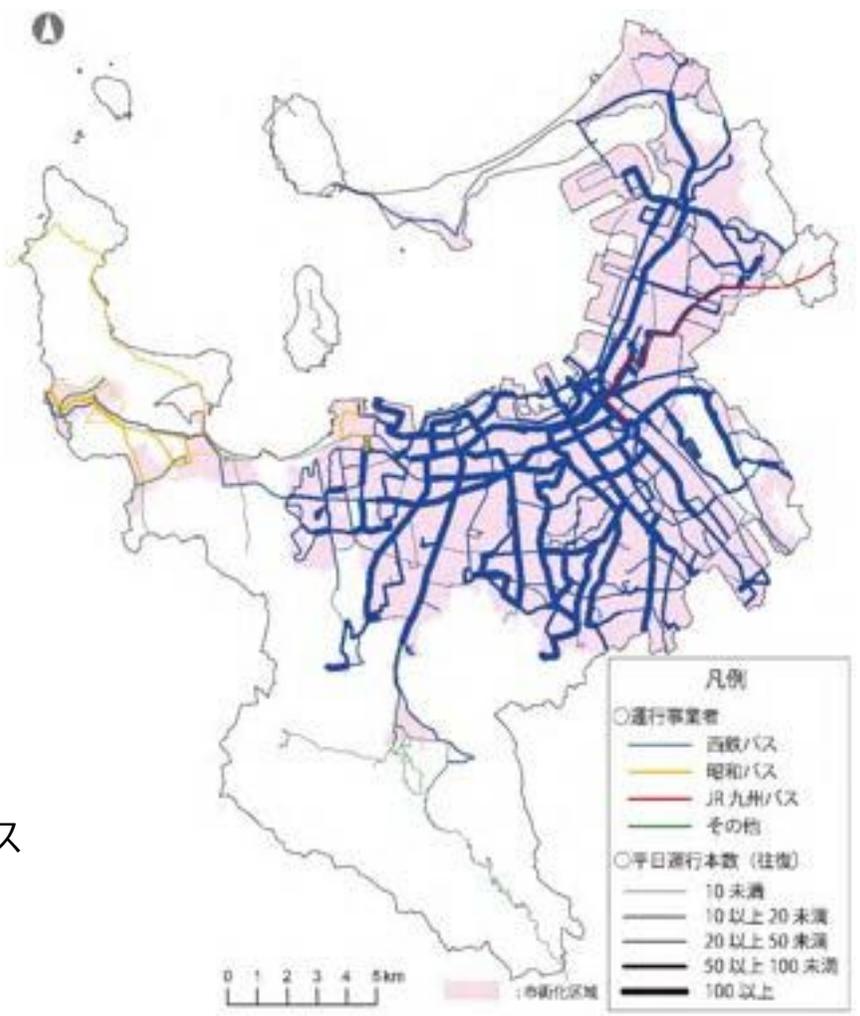
1. はじめに

- 郊外部の人口減少や高齢化の進展などにより、地域の公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にある。平成14年の道路運送法改正直後にはバス路線の休廃止が相次ぎ、近年、ドライバー不足等により、バス路線の維持が一層課題となっている。また、高度経済成長期に開発された住宅地における高齢化が顕著となり、丘陵地など、公共交通が不便な地域における生活交通の確保が課題となっている

参考：市内のバス交通の現状

市内においては、西鉄バス、昭和バス、J R九州バス等が路線バスを運行しており、幹線道路を中心としたバスネットワークが形成されている

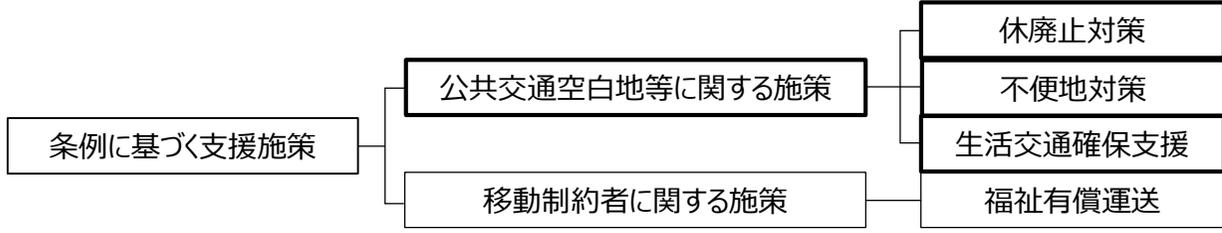
市内バス路線の運行本数（R5.12時点）



生活交通に関する取組み状況について

2. 生活交通条例に基づく施策

- 「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年12月28日施行）」
に基づき、市による「公助」を、市民及び市民団体による「共助」及び「自助」、並びに公共交通事業者のさらなる「努力」で補い合いながら、地域、交通事業者と共働で、生活交通の確保に取り組んでいる



(1) 休廃止対策
バス路線の休廃止に伴い公共交通空白地となる地域において、代替交通の運行経費に補助を行う

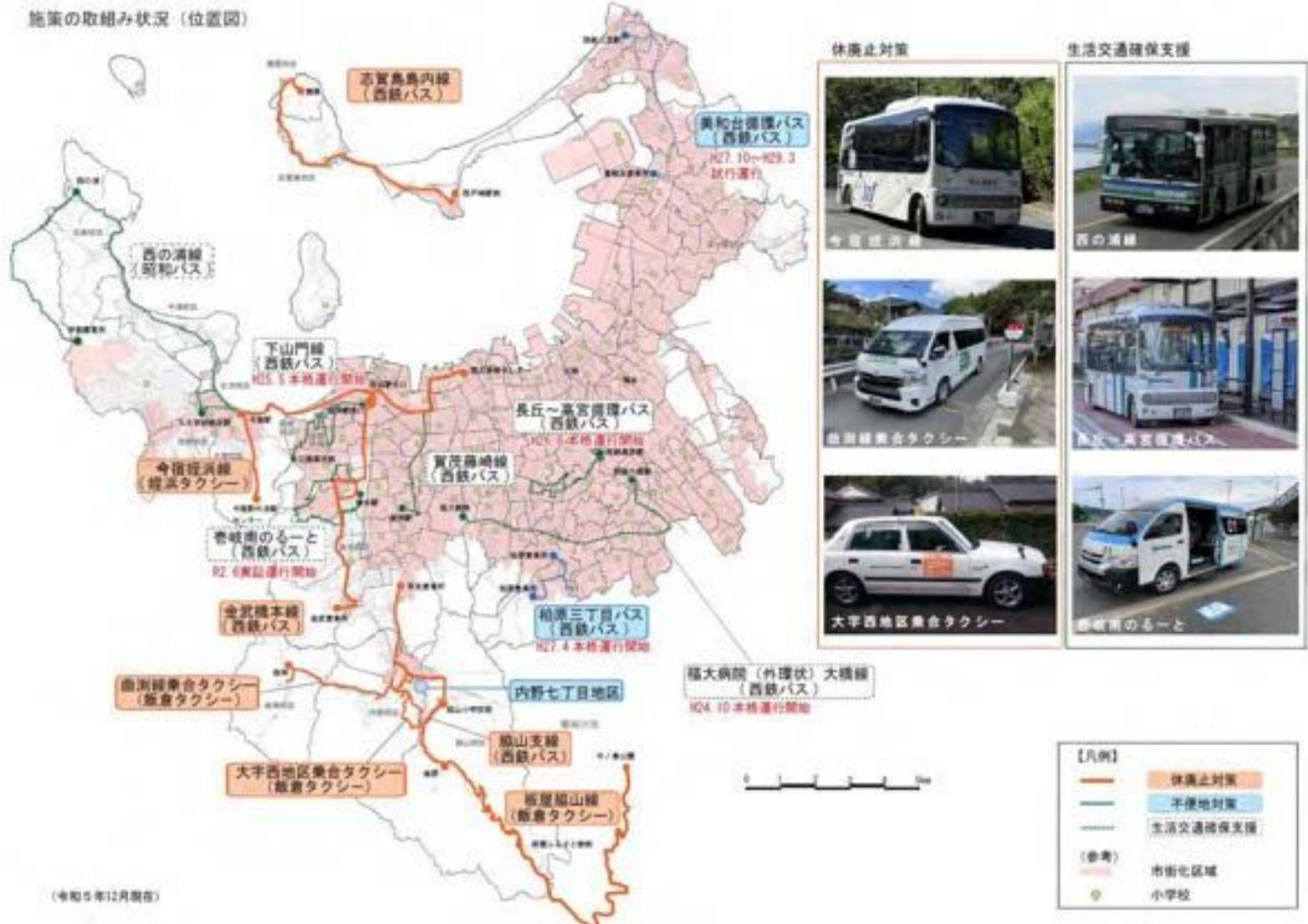
(2) 不便地対策
バス停・鉄道駅から一定の距離又は高低差のある地域などにおいて、地域主体の生活交通確保の取組みに対し、検討経費や交通事業者が実施する試行運行の経費に補助を行う

(3) 生活交通確保支援
休廃止対策や不便地対策の対象地以外において、生活交通確保に向けた地域主体の取組みに対し、地域と事業者間の調整などの活動支援を行う



生活交通に関する取組み状況について

■ 条例に基づく施策の取組み状況（位置図）



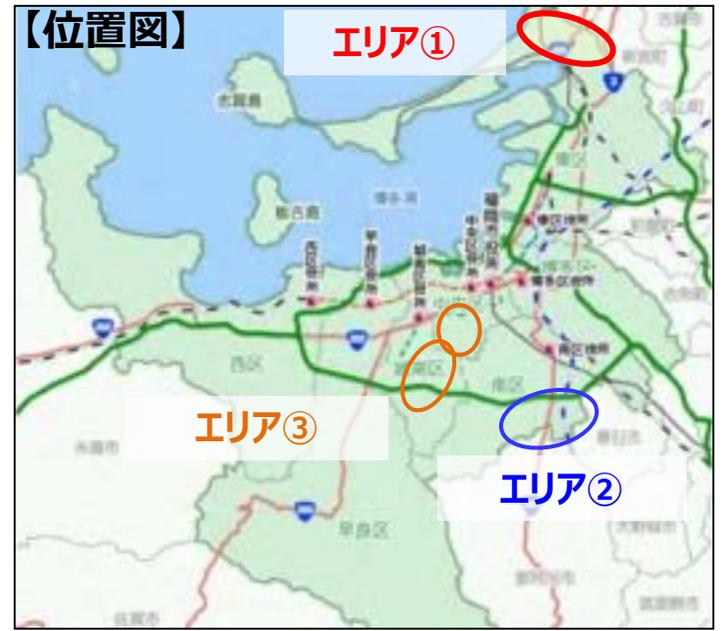
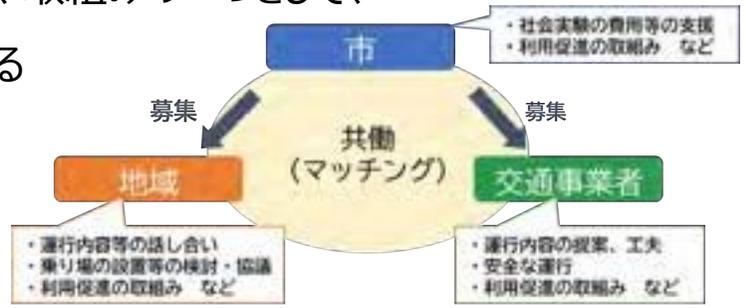
生活交通に関する取組み状況について

3. オンデマンド交通社会実験

○ 高齢化の進展等に伴い、公共交通が不便な地域における買い物や通院などの生活交通確保が課題となる中、持続可能な生活交通確保の仕組みづくりに取り組んでいく必要があり、取組みの一つとして、令和4年度より、オンデマンド交通を活用した社会実験を実施している

○ 市と共働で運行内容の検討や利用促進等に主体的に取り組む地域・交通事業者をそれぞれ募集のうえ決定、市内3エリアで社会実験に取り組んでいる

○ 各エリアにおいて、地域・交通事業者・市による運行協議会を設置し、運行内容や利用促進等の協議・検討に取り組んでおり、令和4年11月から、エリア①東区から、順次、運行を開始しており、三者共働で、取組みを進めている



生活交通に関する取組み状況について

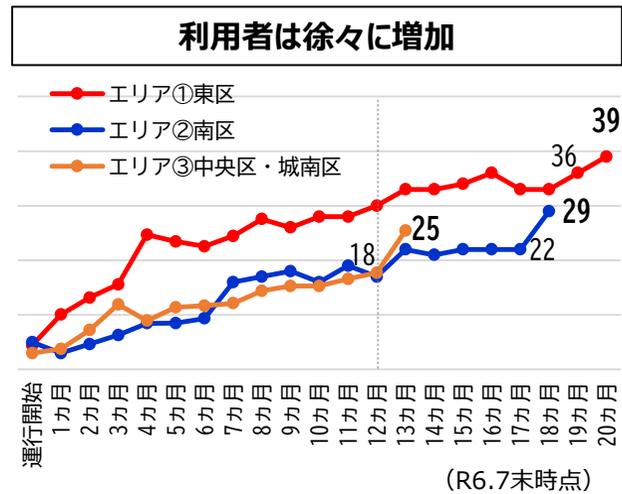
【参考】各エリアの運行内容

エリア	エリア①東区 美和台・和白東・三苫校区	エリア②南区 老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐校区	エリア③中央区・城南区 小笹・草ヶ江・赤坂・長尾・ 七隈・金山・片江校区
運行内容	広域運行	広域運行	曜日別運行
実施体制	(株)アイシン (企画・システム構築等) 第一交通産業(株) (運行マネージメント) (株)第一交通 (運行、車両管理)	(株)アイシン (企画・システム構築等) 第一交通産業(株) (運行マネージメント) 福岡第一交通(株) (運行、車両管理)	(株)アイシン (企画・システム構築等) 第一交通産業(株) (運行マネージメント) 福岡第一交通(株) (運行、車両管理)
システム名	チョイソコ		
運行日	平日 (月～金) (土日祝・年末年始は運休)	平日 (月～金) (土日祝・年末年始は運休)	平日 (月～金) 及び土曜日 ※各3曜日(日祝・年末年始は運休)
運行時間帯	8:00～18:00 (ドライバー休憩 1時間含む)	8:00～18:00 (ドライバー休憩 1時間含む)	8:00～18:00 (ドライバー休憩 1時間含む)
運賃	300円/1乗車・人 (障がい者・小学生は半額)	300円/1乗車・人 ※駅停留所: 400円 (障がい者・小学生は半額)	300円/1乗車・人 (障がい者・小学生は半額)
使用車両	ユニバーサルデザインタクシー 車両 (乗客定員4人) 1台	ユニバーサルデザインタクシー 車両 (乗客定員4人) 1台	ユニバーサルデザインタクシー 車両 (乗客定員4人) 1台
運行開始	令和4年11月24日～	令和5年1月31日～	令和5年6月28日～

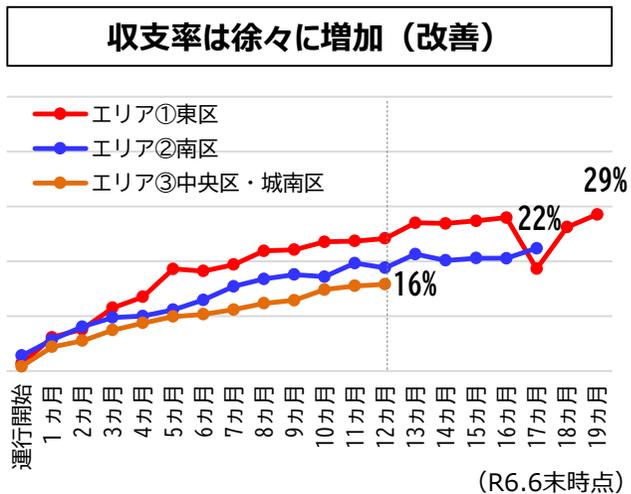
生活交通に関する取組み状況について

■ 取組み状況

【利用状況（日/人）】

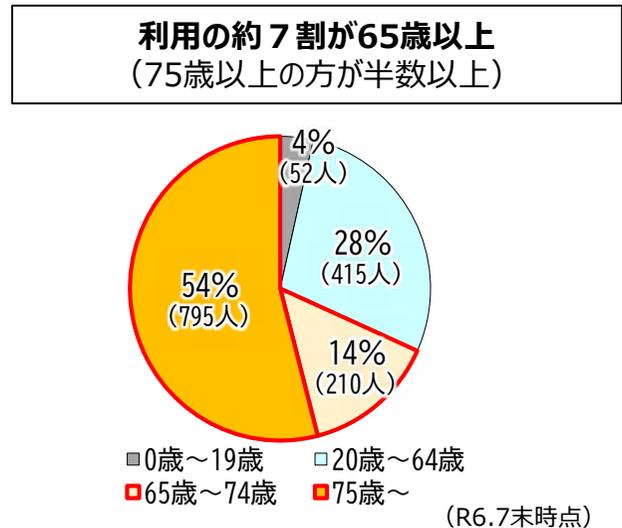


【収支率（%）】

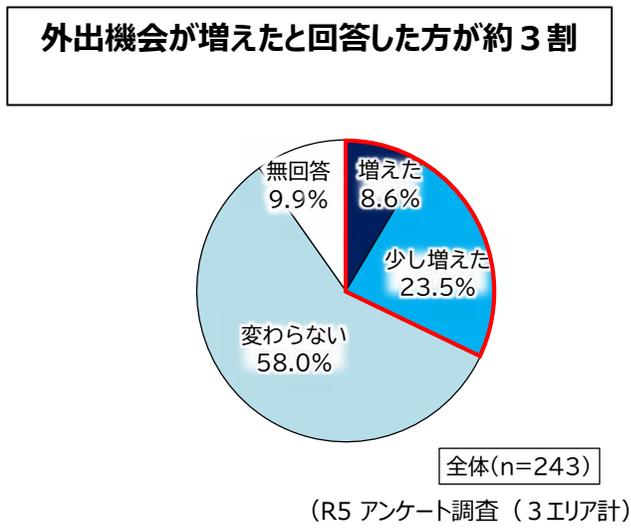


※ 1年目年間収支率（見込）
 ①16.9%、②13.5%、③10.7%
 ※ 収支率 = 収入 ÷ 運行経費
 （初期経費・利用促進費除く）

【利用経験者の年齢層】



【外出機会の変化】

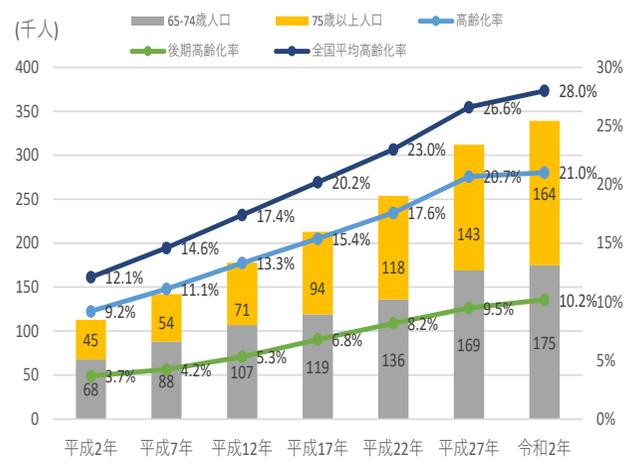


生活交通に関する取組み状況について

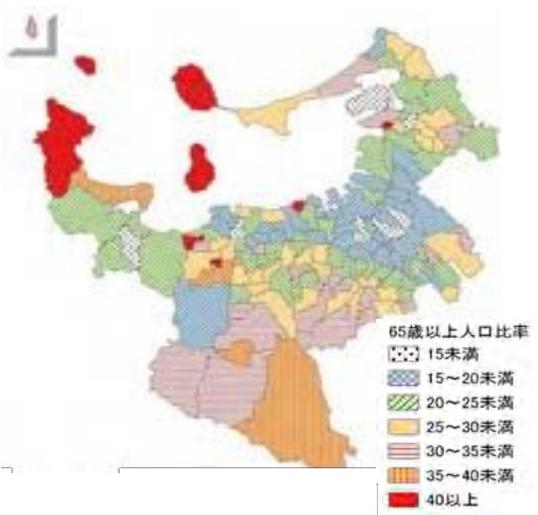
4. 今後の進め方（現状・課題）

- **高齢化の進展**により、**生活圏の移動ニーズが高まっており**、郊外部をはじめ、公共交通が不便な地域における**生活交通の確保が重要**となっている
- 社会実験での成果等も踏まえ、**持続可能性に考慮しながら**、**生活交通確保に向けた支援策の拡充を検討し**、**取組みを進めていく必要がある**

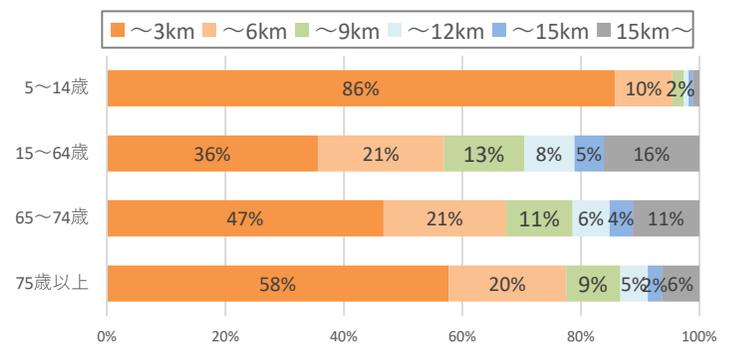
◇前期・後期高齢人口の推移



◇高齢化率（2022年）



◇移動距離帯の構成比（年齢階層別、H29）



市民からの意見

- ・バス網の充実度が福岡市の良さ、将来的にも維持してほしい
- ・将来、車を運転しなくなった時、買い物や通院が心配

交通事業者や学識経験者等からの意見 ※都市交通協議会

- ・幹線交通、支線交通、ラストワンマイル交通の連携が重要
- ・高齢者の身近な移動を担うオンデマンド交通の継続を

生活交通に関する取組み状況について

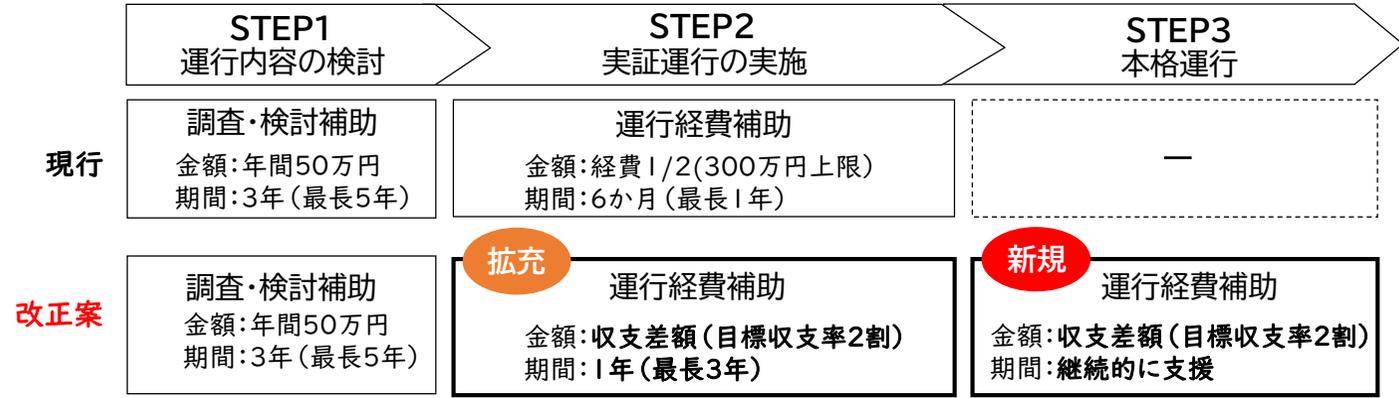
4. 今後の進め方（支援拡充の方向性）

- バス路線の休廃止に伴う公共交通空白地となる地域は、引き続き、代替交通を確保
- 公共交通が不便な地域は、地域の取組みに対し幅広く支援できるよう、令和7年度に補助制度を拡充、生活交通確保に取り組む地域を募集するなど、取組みを強化

【支援拡充の方向性】〈地域主体の生活交通確保支援補助金〉

- ・ 公共交通不便地等を含む地域において、地域の主体的な取組みに対し、**本格運行まで段階的に支援**
- ・ 社会実験の実績等を踏まえ、**目標収支率は2割**に設定
- ・ 目標に留まらず、継続的に収支改善が図られるような仕組みも検討
- ・ オンデマンド交通に限らず、地域の実情に応じた持続可能な生活交通を確保

〈支援の流れ・主な内容〉



※収支率=収入÷運行経費(初期経費・利用促進費除)

目標収支率2割を達成 ⇒ 本格運行へ移行

参考：福岡市都市交通基本計画の改定について

■ 福岡市都市交通基本計画

- **都市交通基本計画**は、交通分野における基本理念や目標像を示すとともに、交通に関する取組みを進めていくにあたっての方針や主な施策を体系的にまとめた、**本市交通政策の基本的指針**となるもの
- **計画策定から約10年が経過し、取り巻く社会情勢等に変化が生じている**こと等を踏まえ、次期福岡市基本計画の検討に合わせて、**令和7年度の都市交通基本計画の改定に向け、検討を進めている**。

◆ 位置づけ等



(福岡市総合交通戦略、道路整備アクションプラン、自転車活用推進計画 等)

◆ 基本理念、目標像 (現計画)



・策定年次：平成26年5月